平川市社会福祉法人指導監査実施要綱

第１　目的

　　　この要綱は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査に関して基本的な事項を定め、もって社会福祉事業の適正な運営を確保することを目的とする。

第２　指導監査の対象

　　　主たる事務所が平川市内にあり、その行う事業が平川市の区域を越えない法人とする。

第３　指導監査の事項

　　１　法人の運営管理

　　２　法人の経理

　　３　その他必要な事項

第４　指導監査の実施

　　１　指導監査の実施に当たっては、時期が偏らないよう計画的に実施するものとする。

　　２　指導監査の対象となる法人に対し、事前に次の事項を通知する。

　　　（１）指導監査の根拠規定

　　　（２）指導監査の日時及び場所

　　　（３）指導監査担当者

　　　（４）出席者

　　　（５）準備する書類等

第５　指導監査班の編成

　　　指導監査の実施に当たっては、指導監査担当職員で指導監査班を編成する。

第６　指導監査結果の処理

　　１　指導監査に従事した職員は、その結果について速やかに復命書を作成する。

　　２　指導監査結果の通知については、その内容を検討し、文書で法人の代表者に通知する。その場合、改善を要する事項については、期限を付して報告を求める。

　　３　指導監査結果に対する改善報告により、指摘事項についての是正・改善状況等を確認し、その進行管理を行う。

　　　　また、問題を抱える法人に対しては、継続的な指導を行う。

第７　指導監査従事職員の心得

　　１　指導監査の実施に当たっては、関係法令等に基づき、常に公正不偏かつ懇切丁寧な姿勢をもって臨み、努めて理解と積極的かつ自主的協力が得られるよう配慮すること。

　　２　改善を要する事項がある場合については、その要因の究明を行い、改善方策について具体的に助言指導すること。

　　３　法人ごとの問題点や課題について、自主点検表及び関連資料等をもとに、あらかじめ十分把握しておくこと。

第８　実施要領

　　　この要綱に定めのあるもののほか、指導監査の実施に当たっての必要な事項については、実施要領で定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年１０月１５日から施行する。